

2 知的障害児（者）に対する福祉施策一覧

区 分		障 害 程 度				所得制限 ○印は 制限有り	年齢制限 資格制限	相 談 窓 口
		A		B				
		最 重 度	重 度	中 度	軽 度			
年 金 ・ 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	○	○	○	△ 一部	○	20歳未満	市（社会）福祉事務所、町村役場
	障 害 児 福 祉 手 当	○	△ 一部			○	20歳未満	県・市（社会）福祉事務所、町村役場
	特 別 障 害 者 手 当	△ 一部				○	20歳以上	県・市（社会）福祉事務所、町村役場
	障 害 基 礎 年 金	○	○	○	△ 一部	○	20歳以上	市（社会）福祉事務所、町村役場、年金事務所
	心 身 障 害 者 扶 養 共 済	○	○	○	○		保護者65歳未満	県・市（社会）福祉事務所、町村役場
医 療	重度心身障害者医療費助成	○	○			○		市役所、町村役場
	自立支援医療（精神通院医療）	精神障害を合併している方				○		市（社会）福祉事務所、町村役場
生 活 ・ 住 居	日常生活用具の給付・貸与	○	○					市（社会）福祉事務所、町村役場
	公 営 住 宅 の 優 先 入 居	○	○	○	○			市役所、町村役場、県建築住宅センター
	生活福祉資金の貸付	○	○	○	○			地区担当民生委員、市町村社会福祉協議会
	公共施設等入場料・利用料の減免	各施設によって減免対象・内容等が異なります						各施設
交 通	駐車禁止の対象除外（除外標章の交付）	○	○					警察署交通課
	有 料 道 路 の 通 行 料 金 割 引	○	○					市（社会）福祉事務所、町村役場
	J R ・ バ ス 等 運 賃 の 割 引	○本人・介護者		○本人のみ				各公共交通機関事業所
	航 空 運 賃 割 引	○本人・介護者		○本人・介護者				各公共交通機関事業所
	タ ク シ ー 料 金 の 割 引	○	○	○	○			市（社会）福祉事務所、町村役場、各タクシー事業所
	自動車運転免許取得費用助成	市町村によって助成内容等が異なります				○		市（社会）福祉事務所、町村役場
通 信	N T T 番 号 案 内 （ 無 料 ）	○	○	○	○			N T T
	携帯電話の障害者割引サービス	○	○	○	○			各携帯電話会社・販売ショップ
	心身障害者用書籍小包の料金割引	○	○	○	○			郵便局
	N H K 受 信 料 の 免 除	○	○			市町村民税非課税世帯		NHK（市（社会）福祉事務所、町村役場で証明を受ける）
税 の 減 免 等	所得税・相続税の軽減（控除）	○	○	○	○			税務署
	贈与税の非課税（特定贈与信託）	○	○	○	○			税務署、信託銀行
	住民税（県・市町村民税）の軽減（控除）	○	○	○	○			市役所、町村役場
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○					県税事務所
	新マル優制度（預貯金等の非課税）	○	○	○	○			郵便局、銀行等
	福祉定期郵便貯金・福祉定期預金	特別児童扶養手当、 障害基礎年金等受給者						郵便局、銀行等
	職 業 相 談 ・ 職 業 紹 介	○	○	○	○			ハローワーク
職 業	職場適応訓練・トライアル雇用等	○	○	○	○			ハローワーク、宮城障害者職業センター
	就 業 ・ 生 活 上 の 相 談 支 援	○	○	○	○			障害者就業・生活支援センター等
	施 設 利 用 等	知的障害者支援施設の利用	○	○	○	○		
障害福祉サービス（個別給付）の利用		○	○	○	○			市（社会）福祉事務所、町村役場
地 域 生 活 支 援 事 業 の 利 用		○	○	○	○			市（社会）福祉事務所、町村役場
保養・レクリエーション施設の利用		○	○	○	○			各施設

※この一覧表は一応の目安です。詳しくは関係機関（相談窓口）にお問合せください。